

# 都市機能立地基礎調査業務委託に関するプロポーザル実施説明書

## 1 目的及び趣旨

都市機能立地基礎調査業務（以下、「本業務」という。）は、長岡市都市計画マスタープラン（平成22年11月策定）において、これからの都市づくりの基本としている「コンパクト」「集約型のまちづくり」の実現に向けて居住のあり方、都市機能の配置について現況を把握するとともに、将来見通しにおける都市構造上の課題を分析し、接続可能な都市づくりの将来計画（以下、「将来計画」という。）の素案を取りまとめるものである。

このプロポーザルは、本業務を実施するに当たり、その業務を支援する委託事業者を選定するために行う。

## 2 委託業務の名称

都総委第3号 都市機能立地基礎調査業務委託

## 3 委託契約期間

平成27年5月中旬（予定）から平成28年3月31日まで

## 4 委託費

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

※ この額は予算額であり、予定価格ではない。

## 5 業務対象区域

全市域 約891km<sup>2</sup>

## 6 業務の概要

### (1) 情報収集

### (2) 検討体制や計画作成フロー等の整理

### (3) 上位・関連計画等既存資料の整理

### (4) 都市の現状と将来見通しの検討

次の項目を中心とした都市の現状と将来見通し（予測）について、GIS（ArcMap ver10.2形式）を活用して取りまとめる。

なお、検討に当たっては、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」等を参考にする。

ア 人口推移及び将来推計人口

イ 都市機能（福祉・医療・商業・教育文化等）分布図

ウ 公共交通

エ 土地利用図

オ その他公的不動産の状況等

(5) 基本方針の設定

ア 課題の整理

都市機能（福祉・医療・商業・教育文化等）の集約や居住誘導に当たっての課題を整理する。

イ 基本方針の設定

- ・ 目指すべき都市像の方向性
- ・ 居住を誘導する区域の設定
- ・ 都市機能（福祉・医療・商業・教育文化等）を誘導する区域の設定

(6) 評価方法の検討

(7) 将来計画（素案）の作成

調査内容や検討事項を取りまとめ、今後見込まれる関係庁内協議や住民、都市計画審議会等への説明に資する将来計画の素案を作成する。

(8) その他

その他本業務委託契約の期間中に発生する業務全般に関する支援を行う。

※ 著作権の帰属

本業務の受託者は、本業務により作成した成果の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を長岡市に無償譲渡するものとする。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 プロポーザルの審査

長岡市職員で組織する選考委員会において、別に定める本業務の簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に基づき、本プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

- (1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) プレゼンテーションに参加していること。
- (3) 見積金額が予算額以内であること。

9 プロポーザルの実施スケジュール

- (1) 手続き開始の公告 平成27年4月14日（火曜日）
- (2) 参加表明書提出期限 平成27年4月21日（火曜日）
- (3) 質問書受付期限 平成27年4月23日（木曜日）
- (4) 質問書回答期限 平成27年4月27日（月曜日）

- (5) 提案書提出期限 平成27年5月 8日(金曜日)  
(6) プレゼンテーション実施 平成27年5月13日(水曜日)、14日(木曜日)  
(7) 選考結果通知 平成27年5月中旬

※ 上記日程は予定であり、変更する場合がある。

## 10 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以降に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)をしている者であること。
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、技術士 建設部門(都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者であること。
- (10) 管理技術者は、平成17年度以降に管理技術者として同種又は類似業務の履行実績があること。
- (11) 照査技術者及び担当技術者は、平成17年度以降に管理技術者又は担当技術者として同種又は類似業務の履行実績があること。

## 11 書類の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) プロポーザル参加表明書
  - ア 提出書類
    - ・ 様式1 簡易評価型プロポーザル参加表明書(1部)

- ・ 様式2 誓約書（1部）※ 本市の入札参加資格名簿に登録済の者は提出不要
- ・ 建設コンサルタント登録規程による登録証明の写し（1部）

イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）又はFAXのいずれかの方法とする。

なお、FAXの場合は、必ず着信を確認し、速やかに原本を提出すること。

ウ 提出先

長岡市都市整備部都市計画課

住 所 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電 話 0258-39-2225

FAX 0258-39-2270

エ 提出期限

平成27年4月21日（火曜日）午後5時【必着】

(2) 提案書

ア 提出書類

- ・ 様式4 提案書表紙（1部）
- ・ 様式任意 提案書（15部）
- ・ 様式任意 見積書（1部）
- ・ 「10 参加資格要件」（9）の資格を有していることが確認できる資格証等の写し（各1部）

イ 体 裁

- ・ 提案書表紙 他の提出書類とホチキス止めをしない。
- ・ 提案書 片面印刷とし、「12 提案書の作成」の（2）ア～オの順に左2箇所をホチキス止めする。  
 なお、提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載しないこと。
- ・ 見積書 事業者の所在地、名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印したものと、他の提出書類とホチキス止めをしない。

ウ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）のいずれかの方法とする。

エ 提出先

長岡市都市整備部都市計画課

住 所 〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

電 話 0258-39-2225

オ 提出期限

平成27年5月8日（金曜日）午後5時【必着】

## 12 提案書の作成

### (1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読した上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

このプロポーザルは「都市機能立地基礎調査業務委託」における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（図面等）の作成、提出を求めるものではない。

なお、具体的な業務は、契約後、提案書に記載された内容を踏まえた上で、長岡市と協議しながら行うこととする。

### (2) 提案書の項目

審査の対象となる次の項目について、資料を作成すること。

#### ア 類似業務の実績

本業務の実施に当たり、有用となると判断される業務の受託実績について、会社及び担当予定者に分けて記載する。当該実績がない場合は「なし」と記入する。

#### イ 本業務の取組体制

本業務の実施体制（配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者とその経歴を含む）のほか、長岡市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制等などについて記載する。

#### ウ 取組方針、内容等

「6 業務の概要」を踏まえ、現時点の考えや取組方針等について、先進事例や関係法令を踏まえ、長岡市の地域性、中・長期的な視点、貴社独自の取り組みを含めて提案する。

なお、提案内容については、本業務の実施分だけでなく、将来計画の策定完了までを見据えたものとし、次の3点について必ず記載することとする。

- ・ 将来計画の策定に向けたまちづくりの視点
- ・ 本業務の実施方針
- ・ 本業務実施における具体的手法

※ 概念図、出典の明示できる図表、既往計画を用いることを可能とする。

#### エ 業務スケジュール

本業務のスケジュールを記載すること。

なお、本業務の実施分だけでなく、将来計画の策定完了までを見据えたスケジュールとする。

#### オ 費用見積り

本業務の履行に係る経費の見積額を記載すること。

また、平成28年度以降の将来計画の策定完了までを想定した見積額について

も、別途、記載すること。

(3) 提案書の書式

ア 様式は、日本工業規格（J I S）A 4を縦に使用し、文字を横書きものであれば、様式は任意とする。

イ 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

ウ 20ページを上限とする（資料等を含む）。

エ 提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載してはならない。

13 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

参加表明書を提出した者は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができる。質問は、電子メールで提出することとし、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする（必ず着信を確認すること。）。

なお、寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、参加表明書を提出した全員に電子メールにて回答する。

(1) 質問の受付及び回答課

長岡市都市整備部都市計画課

E-mail toshikei@city.nagaoka.lg.jp

(2) 質問の受付期間

参加表明書を提出した日から平成27年4月23日（木曜日）午後3時まで【必着】

(3) 回答する期限

平成27年4月27日（月曜日）午後5時

※ このほかには、一切質問は受け付けない。

14 プレゼンテーション

(1) 期日

平成27年5月13日（水曜日）、14日（木曜日）

(2) 会場

まちなかキャンパス長岡 5階 交流ルーム

(3) 留意事項

- ・ プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は選考された場合に本業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。
- ・ 上記担当者は、原則として本業務の契約を締結している間、担当するものとする。
- ・ プレゼンテーションは、提案書のみを用いて行うこととする。
- ・ プレゼンテーションの日時等は、参加表明書の提出により参加者が確定後、別途通知する。

15 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

16 失格事項

次の事項に該当する行為があった場合は、失格とする。

- (1) 本説明書に違反した場合
- (2) 本説明書に定める手続き以外の手法で、選考委員又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 「10 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合
- (6) その他、選考委員会が本説明書に違反すると認める場合

17 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 選考された提案書は、返却しない。
- (3) 選考した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、長岡市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。

担 当：長岡市都市整備部都市計画課  
住 所：〒940-0062  
新潟県長岡市大手通2丁目6番地  
フェニックス大手イースト8階  
電 話：0258-39-2225      F A X：0258-39-2270  
E-mail：toshikei@city.nagaoka.lg.jp